

## 荷主及びトラック事業者の労働災害防止及び 適正な取引の確保に係る「共同宣言7か条」

荷主側労働災害防止団体（以下、「荷主団体」という。）及び陸運事業者側労働災害防止団体（以下、「トラック事業者団体」という。）は、荷主の構内及び建設現場等におけるトラック等への荷物の積み込み及び積卸し等の荷役作業における安全対策やトラック運転手の長時間・過重労働対策に考慮した取組及び安全性を阻害させるおそれのある行為の防止と運送業務や附帯業務の内容をあらかじめ明確にした運送契約書や運送引受書等の締結を推奨し、トラック等の物流輸送や荷役作業等に係る安全性を向上させることを目的として、荷主団体及びトラック事業者団体は、労働災害防止団体としての責務を適切に果たすため、積極的に共同して安全対策の確保に努めていくことをここに宣言する。

### 1 荷主及びトラック事業者における法令順守等の取組に向けた会員事業場への周知

荷主団体及びトラック事業者団体は、会員事業場に対し、労働関係法令及び運輸関係法令などを順守することへの重要性を周知して行くほか、過労運転防止を目的とした「改善基準告示」及びトラック事業における適正取引の推進や安全運行を徹底するために必要な「書面化推進ガイドライン」等の取組を会員事業場が行えるよう協働して、周知・啓発して行くこととします。

### 2 荷主及びトラック事業者における荷役作業時の安全管理体制の整備等

荷主団体及びトラック事業者団体は、荷役作業による労働災害を減少させるため、荷主及びトラック事業者の事業場の安全管理者、安全衛生推進者等から「荷役災害防止担当者」を指名して、双方の荷役災害防止担当者が協働して荷役作業についての連絡調整が行えるよう会員事業場に対し、荷役災害防止担当者の選任や連絡調整の必要性を講習会等を通じて広く周知していくとともに、平成27年度に陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部で実施する「荷役災害防止担当者（管理者）教育」への受講勧奨についても併せて行うこととします。

### 3 荷役作業等に係る問題点解決に向けた安全衛生協議会等の設置と取組

- ① 荷主団体及びトラック事業者団体は、安全衛生委員会や安全衛生協議会を法令に基づき設置するよう労働災害防止団体として、引き続き会員事業場に対し求めて行くこととします。
- ② 荷主団体は、安全衛生委員会や安全衛生協議会を通じ、構内又は建設現場内で行われる作業全般の安全性を高める観点から、事業場で行うパトロールの際にトラック事業者の労働者が反復・定例的に行う荷の積込み及び積卸し作業等の実態と安全な作業を行うために必要な設備対策等の状況を調査・確認するよう会員事業場に対し周知を行い、併せて、法令順守の徹底と安全な荷役作業方法の確立を実施するよう呼び掛けていくこととします。

#### 4 経営トップによる安全衛生に係る基本方針の表明と年間安全衛生管理計画書の作成

会員事業場に対し、リスクアセスメントの取組を含めた年間安全衛生計画書の作成を引き続き推進し、各事業場の経営トップ自らが自社の構内労働者及び建設現場で働く労働者に対し安全衛生に関する基本方針を表明することを求め、表明した基本方針の内容を構内協力事業者及び建設業の下請事業場のほか、トラック事業者にも周知するよう要請して参ります。

#### 5 災害防止団体主催の研修会等を利用した「荷役作業等における役割分担の明確化と運送契約等による書面化の推進」の必要性に向けた教育の実施と事業者における取組事項の周知

(1) 毎年1回、湘南地域のすべての労働災害防止団体の協力により開催している「荷役災害防止研修会」において、下記事項の内容を重点に参加者に対し、教育して行くこととします。

- ① 運送契約時に荷主及びトラック事業者が、荷役作業における役割分担を明確にした上で、荷役作業中の安全対策等を協議すること。
- ② 発荷主及び着荷主が運送依頼を行うに当たり、依頼の都度、トラック事業者の労働者による荷役作業の必要性をあらかじめ明確にした上で、検討結果をトラック事業者に伝えるようにすること。
- ③ トラック事業者の労働者による荷役作業が必要と判断された場合には、運搬物の重量、荷役作業方法の内容について安全作業連絡書等を使用して、トラック事業者に通知し、通知を受けたトラック事業者から トラック運転手に対し、確実に通知すること。
- ④ トラック運転者に荷役作業を行わせる場合の措置として、荷役作業を行うことによる疲労に配慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。

(2) 上記の内容を教育実施した際には、労働災害防止団体として、これらの取組内容の必要性を事業者に対し要請することとし注意喚起を実施します。

#### 6 トラック・フォークリフト等の車両系荷役運搬機械に係る労働災害防止対策の確立

- ① 荷主団体及びトラック事業者団体は、トラックやフォークリフト等による荷役作業の安全性を向上させるため、関係諸法令を順守することを促し、作業計画の作成や当該作業計画に基づきながら、安全な作業に努めるよう会員事業場に注意喚起して参ります。
- ② 荷主に対しては、構内で使用するフォークリフトの使用ルール（資格の確認、貸与ルール、制限速度、安全通路等）を作成し、フォークリフト作業による労働災害が発生しないように トラック事業者及び運転手に対し、作業計画の周知を図るよう注意喚起して参ります。

#### 7 運送業務等における適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止対策

荷主団体及びトラック事業者団体は、関係行政機関と連携し、荷主の優越的地位の濫用を防止した運送契約の書面締結の推進を図り、荷主による「非合理的な到着時間の指定」「やむを得ない遅延に関するペナルティ」「積み込み前に貨物量を増やす等の急な依

頼」「荷役作業開始までの長すぎる手待ち時間の常態化」「安全運行及び安全対策等に向けた実運送事業者による改善要請に応えない」等の防止対策及び安全を阻害する行為の防止対策の取組を会員事業場に対し、広く周知して行くこととします。

平成27年6月1日

【当事者】

荷主側労働災害防止団体

公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会

支部長

白樺充秀



建設業労働災害防止協会 神奈川支部 湘南分会

分会長

小玉徹



トラック事業者団体

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 湘南分会

分会長

鈴木勝貴

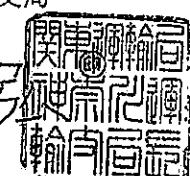


【立会者】

国土交通省 関東運輸局 神奈川運輸支局

支局長

遠藤恭弘



厚生労働省 神奈川労働局 藤沢労働基準監督署

署長

河野治子

